

令和 7 年 7 月 23 日
消 防 庁

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 8 月 26 日（火）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

本改正では、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3、4 参照）
 - ・ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
 - ・ 対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 7 年 8 月 26 日（火）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙 5 参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 高木補佐、松下

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail: yobo_atmark_soumu. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

本改正は、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu. go. jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和7年7月23日（水）から令和7年8月26日（火）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：高木、松下

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の
制定に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令（案）等について

消防庁予防課

1. 改正概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

本改正においては、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

第一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

- (1) 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加【対象火気省令第 3 条関係】

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

 - ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
 - ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
 - ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。
- (2) 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備【対象火気省令第 10 条関係】

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったき殻受け

を付設することとする。

- (3) 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備【対象火気省令第 15 条関係】

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示（案）

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

3. 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

4. 経過措置

なし

5. スケジュール

【パブリックコメント】 令和 7 年 7 月 23 日（水）から 8 月 26 日（火）まで（35 日間）

【 公 布 】 令和 7 年 10 月頃（予定）

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十三号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十四号から第二十一号までに掲げる設備とする。

〔一〇七 略〕

八 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。))又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。))に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)

九 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)

〔十一 略〕

第十条 〔略〕

〔一 略〕

二 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。

〔三〇八 略〕

九 固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設すること。

〔十〇十三 略〕

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

第十一条 〔略〕

〔一・二 略〕

三 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

〔四〇九 略〕

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 〔略〕

〔一 略〕

二 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。

〔三〇七 略〕

(安全を確保する装置等)

第十五条 〔略〕

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

〔一〇七 同上〕

〔新設〕

八 サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)

〔十一 同上〕

第十条 〔略〕

〔一 同上〕

二 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。

〔三〇八 同上〕

九 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設すること。

〔十〇十三 同上〕

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

第十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

〔四〇九 同上〕

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 炉(熱風炉に限る。)、ふるがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。

〔三〇七 同上〕

(安全を確保する装置等)

第十五条 〔同上〕

<p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備〔新を熱源とするものに限る。〕にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</p> <p>〔八 略〕</p>	<p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>〔八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>第三 離隔距離の決定</p> <p>対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。</p> <p>一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離〔簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離〕</p> <p>二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離〔簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離〕。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離〔簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離〕</p> <p>第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例</p> <p>固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離〔簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離〕とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第三 離隔距離の決定</p> <p>対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。</p> <p>一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離</p> <p>二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離</p> <p>第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例</p> <p>固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p>
--	---

附 則

この告示は、令和八年三月一日から施行する。

規制の事前評価書

法令案の名称：対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等

規制の名称：対象火気省令への簡易サウナ設備の追加及び基準の制定

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和7年6月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

・対象火気設備等の管理等に関し火災の予防のために必要な事項は、消防法第9条に基づき市町村条例において定めることとされている。本改正省令は、当該条例の制定に関する基準を定める対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令において、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、当該設備に関する基準の制定等の必要な改正を行うものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

・近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

・上記課題を解消するため、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、安全性の検証結果を踏まえ、基準の制定等の必要な改正を行うものである。

・火気設備を設置するに当たり、可燃物等との間に火災予防上安全な距離（離隔距離）を要し、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか長い距離をとることとされているが、簡易サウナ設備の場合はいずれか短い距離とする（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）の一部改正）。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・火気設備を設置するに当たり、可燃物等との間に火災予防上安全な距離（離隔距離）を要し、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか長い距離をとることとされているが、簡易サウナ設備の場合はいずれか短い距離とする。また、簡易サウナ設備について、その特性に応じた基準が明確に定められることにより、従来はその都度消防本部に相談していた設置事業者が消防本部に来訪する必要がなくなることから、事業者側の負担が軽減される。さらに、各消防本部においては、当該案件に関する事業者からの相談が減るとともに、全国的に統一的な火災予防指導を行うことができる。
- ・設置事業者等の事前相談に係る費用（人件費）は、設置事業者が1人で対応すると仮定し、1件当たりの所要時間及び移動時間を30分と見積もった場合、1,082円/時間（※）×30分＝約541円/件と推計される。
（※）「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（令和6年8月27日 厚生労働省職業安定局長通達）の別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」中の「03401 一般事務員」の参考値による。
- ・消防機関における事業者からの事前相談への対応に要する費用（人件費）について、当該相談を消防吏員1人で10分かけて行くと仮定し計算すると、発生する費用は1,963円/時間（※）×10分＝約327円/件と推計される。
（※）消防署の担当者の平均基本給月額を、総務省「令和5年地方公務員給与の実態調査結果の状況」の「第1表の1団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額全地方公共団体」の「消防職」の参考値より304,233円である。時給は、304,233円/月÷（7.75時間×5日×4週間）≒1,963円/時間と計算される。
- ・加えて、簡易サウナ設備の普及につながる効果も見込まれる。
なお、事後評価の際には、簡易サウナ設備の普及状況を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・簡易サウナ設備を設置するに当たり、当該設備と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離を要するが、安全な距離を決定する際に設置事業者等において実験が必要となる。
- ・消防庁では8パターンを実験した際に約100万円かかっているため、設置事業者等が必要となる初期投資は約15万円となる見込み。
- ・なお、市場に出ている簡易サウナ設備の種類は限られており、最大で20パターン程度と見込まれる。

<行政費用>

- ・国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から設置事業者等に対する制度の周知・啓発を行う必要がある。
- ・なお、国から消防機関等及び関係行政機関から設置事業者等に対する制度改正の周知・徹底は、会議や通知を通じて行うため費用は限定的である。
- ・今般の改正による基準が適用される簡易サウナにおける火災の状況は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

<その他の負担>

- ・なし

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・簡易サウナ設備については、その他の対象火気設備と比較すると、比較的熱量は小さいため、個人使用の場合には、火を使用する設備等の設置の届出は不要とすることが適当であると考えられる。
- ・簡易サウナ設備の離隔距離について、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）を基に定めることが適当であり、この場合において、低温着火が生じ難い簡易サウナの特性を考慮すると、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離（木材の場合、表面温度が200℃～300℃を超えない距離に相当）のいずれかが確保されていればよいと考えられる。
- ・簡易サウナ設備についても、異常時の安全を確保する装置等を備えることが適当であると考えられる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会（第1回（令和6年6月24日）、第2回（令和6年11月8日）、第3回（令和7年2月10日））

<関連する会合の議事録の公表>

・https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-154.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。